

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 9 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和49年4月から54年12月まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが判明した。両申立期間については、私が夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和48年2月17日以降であると考えられ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、申立人は、申立期間①直前の47年4月から48年12月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、昭和48年2月頃に国民年金に加入後、その時点で納付可能であった46年8月から47年3月までの保険料についても過年度納付している。

これらのことから、上記の国民年金保険料の納付に際して、現年度保険料である申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

しかしながら、申立期間②は、69か月と5年度にわたっており、その全ての期間について、A市区町村及びB市区町村において、国民年金保険料納付記録が消失したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、後からまとめ

て納付したことはないと主張しており、申立期間②の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年7月から52年3月まで

ねんきん特別便が届き、納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。母が私の国民年金への加入手続きを行い、その後、同期間を含め、未納なく保険料を納付したと聞いている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和52年10月1日に国民年金に加入したことが確認できる上、申立期間直後の保険料について現年度納付している事実が確認できることから、その時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している申立人の母は、申立期間の保険料について納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
年金加入記録を照会したところ、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていた。58 年 7 月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料については、曾祖父が、自宅に訪問してくる郵便局の職員に申立期間を含め、2 年前まで遡って納付したと記憶している。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間である上、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 58 年 4 月 1 日以降と考えられ、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間前後の保険料を納付している事実が確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、年度内において納付済期間と未納期間が混在する場合に存在するはずの国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在しないなど、行政側の申立人に係る台帳管理が適切に行われていなかった事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年2月まで
年金加入記録を照会したところ、昭和43年10月から44年2月までの国民年金保険料が未納となっていた。厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、43年10月頃、A市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、44年2月頃に納付したと記憶している。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月頃に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳（手帳記号番号＊）により、43年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、44年3月1日に同資格を喪失していることが確認できることから、国民年金被保険者資格喪失手続を行った時点で、現年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は、5か月と短期間である上、申立人は、未手続期間（1月）及び未納期間（2月）があるものの、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失の前後であり、必ずしも納付意識が低いとは言い難く、これらの期間と申立期間を除く国民年金被保険者期間（412月）の保険料を全て納付している。

さらに、申立人は、申立期間当時は職探しのため姉の家に同居していたと主張していることから、申立人の姉に照会したところ、申立人宛てに送

付されてきた納付の用紙を見たことを覚えているとの証言を得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A氏所有のB船舶における資格取得日は昭和29年12月14日、資格喪失日は30年11月15日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月14日から30年11月15日まで
年金事務所に船員保険加入記録を照会したところ、A氏所有のB船舶に乗船していた昭和29年12月14日から30年11月15日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。手元の船員手帳で乗船が確認できるので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しから、申立人が申立期間中、B船舶に乗船していたことが確認できる。

また、B船舶に係る被保険者名簿に、申立人が昭和29年12月14日に被保険者資格を取得した旨の記載を確認できるところ、申立人を含む13人について、被保険者資格の取消処理が、資格取得日と同日の同年12月14日付けとされている。しかし、資格喪失日欄に「30.」と記入した後、二重線で訂正し、「29.12.14 取消」と記入されており、昭和30年に入ってから処理が行われたとも考えられるが、当該処理が行われた実際の日付及び理由は不明である。

一方、上記資格の取消処理が行われている13人のうち、1人は、船員保険被保険者台帳及びオンライン記録に申立期間のB船舶における記録が存在している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）における申立人等に係る年金記録の管理及び処理が適切に行われていなかったものと推認できることから、船舶所有者は、申立人がB船舶において、昭和29年12月14日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し

て行ったと認められる。

また、申立人の被保険者資格喪失日については、上記被保険者名簿の記録から確認できないが、申立人から提出された船員手帳により確認できる雇止年月日の翌日である、昭和30年11月15日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、取り消される前の申立人の資格取得時の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は昭和54年7月16日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和53年5月から同年9月までを13万4,000円、同年10月から54年6月までを14万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年5月31日から54年7月16日まで
② 昭和54年7月16日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和53年5月31日から54年10月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

昭和53年3月1日から55年2月29日までの期間、A社に継続して勤務しており、申立期間について、間違いなく給与から厚生年金保険料が差し引かれていたはずであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、労働局に照会したところ、申立人のA社における雇用保険被保険者記録により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

2 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が

厚生年金保険の適用を受けなくなった日である昭和 54 年 6 月 1 日より後の同年 7 月 16 日に、申立人に係る被保険者資格喪失届が社会保険事務所（当時）に提出され、申立人は、53 年 5 月 31 日に遡及して、被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該被保険者名簿により、申立人と同様、遡及して被保険者資格を喪失している者が、申立人のほかに、15 人（役員 1 人を含む。）いることが確認できる。

一方、前述のことから、A 社には、同社が厚生年金保険の適用を受けなくなった日である昭和 54 年 6 月 1 日時点において、適用事業所の要件を満たす 5 人以上の従業員が在籍していたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について昭和 53 年 5 月 31 日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①における資格喪失日は、社会保険事務所における記録訂正処理日と同日の 54 年 7 月 16 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A 社に係る事業所別被保険者名簿における資格喪失処理前の記録から、昭和 53 年 5 月から同年 9 月までを 13 万 4,000 円、資格喪失に伴い取り消された同年 10 月の定時決定の記録から、同年 10 月から 54 年 6 月までを 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

3 申立期間②について、A 社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した同僚 8 人に照会したところ、6 人から回答があり、うち 4 人から、申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていた旨の証言が得られたほか、そのうちの 1 人から、当該保険料が社会保険事務所へ納付されていないことを知り、このことについて事業主に掛け合ったところ、昭和 54 年 10 月 1 日付けで、事業主の知り合いの会社へ出向となり、当該事業所において被保険者資格を取得することになった旨の証言が得られた。

また、申立人のほか、上記回答の得られた 6 人のうち、4 人が申立期間②に勤務していたとしていることから、申立期間②において、A 社は適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A 社に勤務し、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、資格喪失日に係る記録を昭和 54 年 10 月 1 日に訂正する必要がある。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記訂正後の昭和 54 年 6 月の標準報酬月額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②において適用事業所となる要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っ

ていなかったことが認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月21日から同年5月11日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和39年4月21日から同年5月11日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

夫は、昭和36年4月1日にA社に入社してから、平成11年3月に退職するまで、途中、異動はあったものの、退職したことは無く、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された同社の人事記録の写し及び同社の回答から、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和39年4月21日に、A社（C事務所）から同社D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和39年5月の標準報酬月額から、2万6,000円とするのが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成13年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月30日から同年12月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における被保険者資格取得日が平成13年12月1日となっていることが判明した。私は、C社からA社への事業譲渡に伴い、平成13年11月30日付けでA社に移籍したものであり、担当者の届出ミスと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録における申立人の平成13年12月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかたか否かについては、B社は、誤った届出を行った旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へ申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成13年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月30日から同年12月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における被保険者資格取得日が平成13年12月1日となっていることが判明した。私は、C社からA社への事業譲渡に伴い、平成13年11月30日付けでA社に移籍したものであり、担当者の届出ミスと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録における申立人の平成13年12月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかたか否かについては、B社は、誤った届出を行った旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へ申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 30 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 30 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いのないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立人がA社に勤務していたことは間違いのない旨の回答が得られた。

一方、B社から、厚生年金保険の適用事業所になったことはない旨の回答が得られたところ、事実、オンライン記録により、同社は厚生年金保険の適用を受けたことがないことが確認できる。

また、B社から、現在は家族だけで事業を営んでいるが、従業員がいた当時は、各自で国民年金に加入してもらっていた旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月から 34 年 4 月 20 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 33 年 8 月から 34 年 4 月 20 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立人に係る当時の資料が残存していないため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できない旨のほか、当時の詳しい状況については不明だが、現在、3か月間の試用期間があることから、申立期間当時も試用期間があったと考えられる旨の回答が得られた。

また、申立人と同日の昭和34年4月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚10人のうち、存命中で連絡先が判明した3人に照会したところ、うち1人から、申立期間当時は見習期間があり、入社から15か月間は厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

さらに、昭和33年8月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した14人のうち、存命中で連絡先が判明した7人に照会したところ、うち2人から、被保険者資格取得日以前に入社した旨の証言が得られたことから、A社においては、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 6 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

上記期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された人事記録により、申立人が、昭和 31 年 9 月 18 日から 32 年 8 月 31 日まで、A社に臨時日雇作業員として雇用されていたことは確認できる。

一方、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 12 人に照会したところ、11 人から回答があり、そのうち、1 人から、当時、臨時日雇作業員は、日雇健康保険に入っていたと思う旨の証言が得られたほか、他の 1 人から、採用後、社会保険事務所（当時）へ日雇健康保険の加入申請に行った記憶はあるが、厚生年金保険については、採用後すぐには加入できなかったと思う旨の証言が得られた。

このことについて、「C業務に使用される臨時職員等に対する健康保険等の適用について」（昭和 32 年 * 月 * 日保発第 * 号厚生省保険局長から、各都道府県知事宛通知）によると、日雇の臨時作業員は、日雇労働者健康保険法の適用を受ける者とされていることが確認できる。

また、B事業所に照会したところ、臨時日雇作業員の場合、月別の雇用日数により、社会保険に加入している者と加入していない者がいた旨の回答が得られたことから、当時、A社では、必ずしも臨時日雇作業員全員を厚生年金保険

に加入させる取扱いは行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の事務担当者に照会したものの、厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 15 日から 36 年 2 月 22 日まで
② 昭和 39 年 12 月 2 日から 40 年 3 月 1 日まで

年金事務所に船員保険加入記録を照会したところ、A氏所有のB船舶に乗船していた昭和35年12月15日から36年2月22日までの期間及びC氏所有のD船舶に乗船していた39年12月2日から40年3月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。手元の船員手帳で乗船が確認できるので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人が、申立期間①及び②において、申立てに係るそれぞれの船舶に乗船していたことは認められる。

2 申立期間①について、E漁業協同組合F事務所に照会したところ、A氏所有船舶における申立期間当時の船員保険加入基準は不明との回答が得られた。

また、E漁業協同組合F事務所から、申立期間当時の船舶所有者は既に他界しており、その遺族も漁業をたたくで行方知れずとなっている旨の回答が得られたことから、船舶所有者に対する照会ができない。

さらに、申立期間当時、B船舶に乗船していた者のうち、存命中で連絡先が判明した一人に照会したものの、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、上記同僚は、B船舶の乗組員は15人程度であったと証言しており、申立人も同様の主張をしているところ、同船に係る被保険者名簿により、申立期間当時に同船において被保険者資格を取得している者は6人のみで

あることが確認できることから、申立期間当時、同船においては、必ずしも全員を船員保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

- 3 申立期間②について、C氏に係る被保険者名簿により、同人は、昭和 39 年 10 月 25 日に船員保険の適用を受けなくなった後、40 年 3 月 1 日に再度船員保険の適用船舶所有者になっていることが確認でき、申立期間当時は船員保険の適用船舶所有者となっていない。

また、G 漁業協同組合に照会したところ、C 氏所有船舶における申立期間当時の船員保険加入基準は不明との回答が得られた。

さらに、G 漁業協同組合から、C 氏及びその後継者である H 氏は、既に他界している旨の回答が得られたことから、船舶所有者に対する照会ができない。

加えて、C 氏が昭和 40 年 3 月 1 日に再度船員保険の適用船舶所有者になった時に被保険者資格を取得した者のうち、存命中で連絡先が判明した 13 人に照会したところ、8 人から回答があったが、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

- 4 このほか、両申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として両申立期間に係る船員保険料を両船舶所有者により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 47 年 1 月 1 日まで
② 昭和 47 年 7 月から 52 年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 10 月から 47 年 1 月 1 日までの期間及び同年 7 月から 52 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

上記期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 42 年 9 月 20 日、離職日が 45 年 6 月 23 日である旨の回答が得られたことから、申立期間のうち、一部の期間について、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

一方、A社は、平成 15 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の代表取締役も既に他界しているため、照会することができない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者 8 人のうち、連絡先の判明した 4 人（申立人が名前を挙げた者 2 人を含む。）に照会したところ、1 人から回答があり、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間等の勤務状況については分からない旨のほか、正社員の人数はわずかであり、従業員の大部分は季節労働者で、厚生年金保険には未加入であったと思う旨の証言が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち、2 人は、厚生年金保険の加入記録が無く、他の 1 人は、申立人と同時期の昭和 42 年 10 月頃に入社したと

しているところ、当該同僚のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は45年11月1日であることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1333 (事案 996 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 37 年 12 月 31 日まで

前回、第三者委員会に申立てをした、A社に勤務していた昭和 31 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 30 日までの期間について、第三者委員会から記録を訂正できない旨の回答を受けた。

しかし、上記の回答を受け、当該期間について再考したところ、当該期間に勤務していたのは、A社ではなく、B市区町村にあったC社（現在は、D社）であったことを思い出した。

また、C社には、中学校の紹介により入社したことのほか、健康保険証と年金手帳を受け取ったことも記憶しており、退職時期は昭和 37 年 12 月 31 日であった。

このことから、改めて、昭和 31 年 4 月 1 日から 37 年 12 月 31 日までの期間を申立期間として申し立てするので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、申立人が主張する所在地に、「A社」及び類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は無いことのほか、「A社」という名称の会社・法人は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所を「A社」ではなく、「C社」であったとしているところ、オンライン記録により、「C社」、「E社」及び類似の名称を含む事業所を検索した結果、申立人が勤務したと主張する所在地（B市区町村）に、「D社」が存在することが確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用

事業所に該当したのは昭和 38 年 3 月 1 日であり、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記検索結果により、「D社」に照会したところ、申立人が勤務したことは無い旨のほか、同社では、Fを製作しており、申立人が申立事業所において従事したと主張しているGの製作はしていない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、照会することができない。

加えて、申立人が当時の同僚が写っているとして提出した写真に記載のあるいずれの名前（姓は不明）も、「D社」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 18 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、53 万円から 44 万円に下がっていることが判明した。しかし、給与明細書でも分かる通り、給与はそれまでと変わっていないはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から、申立期間に係る給与明細書が提出されているが、当該明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は 47 万円で、オンライン記録による標準報酬月額を上回っているものの、報酬月額に見合う標準報酬月額（ただし、A社においては、通勤費が 3 か月ないし 6 か月の前払い支給であるため、毎月支給されたものとして計算。）である 44 万円は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平

成 19 年 2 月 16 日付けで、18 年 7 月 1 日まで遡及して、47 万円から 44 万円に引き下げられていることが確認できるところ、A 社から、給与システムのトラブルにより、18 年 7 月における随時改定の届出額を誤ったため、19 年 2 月に届出内容の訂正を行った旨の回答が得られたとともに、18 年 8 月から同年 11 月までの給与から控除すべき保険料の処理を誤ったため、同年 12 月の給与で差額の調整を行った旨の回答が得られ、事実、申立人から提出された給与明細書により、当該期間に係る保険料控除額が、同年 12 月の給与において調整されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。